

○茨城県立医療大学附属病院入退院判定委員会要綱

(平成9年1月13日第19回病院幹部)

改正平成10年7月6日 改正平成15年5月12日

改正平成17年4月25日 改正平成18年4月10日

改正平成19年4月9日

(目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院入退院判定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 各部長
- (4) 診療部各科長
- (5) リハビリテーション部各科長
- (6) 副看護部長
- (7) 病院管理課長
- (8) 病院管理課（医事担当）1名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会には入退院日時、病室、受持医等を決定するための付置会議としてベッドコントロール部会を置く。

(協議事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 入院の可否に関する事項
- (2) 退院に関する事項
- (3) その他

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、病院長をもってこれに充てる。

2 委員会には副委員長を置き、副院長をもってこれに充て、副委員長が議長を務めるものとする。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集する。

2 委員会は原則として週に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときには臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は必要と認めるときは委員以外の職員を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 入院申込受付医、面接した看護師及びMSWは、前項の求めがあった場合には、委員会に出席するものとする。

(委員会協議の省略)

第8条 入院申込受付医、面接した看護師及びMSWのいずれもが入院可と判断した場合には、委員会の協議は省略できるものとする。

- 2 前号の規定により協議を省略したときは、委員会で入院可と判定されたものとみなすものとする。

(報告)

第9条 委員会における入退院判定結果は事務局が、ベットコントロール部会長に伝え、入退院日時等を決定させるものとする。

- 2 診療部長は入退院判定結果等に関係する医師に伝えるものとする。
- 3 入退院判定結果一覧表は一部を院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は病院管理課で処理をする。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年1月13日から施行する。
- 2 初期委員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。